

## 児童手当の受給資格に係る申立書

那覇市長 様

【申立人】（児童手当の請求者）

住 所

〒 ー

氏 名

私は、「児童手当法」第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

### 記

同居している児童 ※1	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔男・女〕（平成・令和 年 月 日生）
	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔男・女〕（平成・令和 年 月 日生）
	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔男・女〕（平成・令和 年 月 日生）
別居している配偶者（上記児童の親）の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 ー 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添 ※2（ただし、現況届の場合は不要です。）	

※1 児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

※2 離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。

## 【参考】児童手当法（抄）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所を有するもの
    - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において、「中学校修了前の児童」という。）
    - ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
  - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
  - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
  - 四 （略）
- 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。